

## **【事案Ⅱ－４】後遺障害共済金請求**

・平成 30 年 8 月 31 日 和解解決

### **<事案の概要>**

申立人は、オートバイ走行中の転倒による負傷により、右肩に後遺障害が残り、自動車共済契約では、後遺障害として第 10 級(可動域制限 1/2 以下)と認定されたが、終身共済契約では、第 10 級(可動域制限 3/4 以下)と自動車共済契約とは異なる認定が示されたため、これを不服とし、上位等級認定(第 8 級(可動域制限 1/2 以下))による場合との差額の請求および認定遅延による遅延損害金の支払を求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

被申立人は終身共済契約の災害特約共済金の差額 150 万円と遅延利息金 64,726 円を申立人へ払え、との判断を求める。

#### (1) 後遺障害差額分について

- ① 平成 28 年 8 月にオートバイ走行中に転倒し、右肩を複雑骨折し、入院。平成 29 年 2 月症状固定。
- ② 平成 29 年 11 月、自動車共済契約では右肩について第 10 級(可動域制限 1/2 以下)と認定され、平成 29 年 11 月中旬に遅延利息分も含めた自動車共済契約の後遺障害共済金が支払われた。
- ③ 平成 29 年 12 月に申立人に報告なく、終身共済契約より 100 万円の振込あり。申立人が認定結果を請求したところ、平成 30 年 1 月、終身共済契約(後遺障害等級表が自動車共済と異なる)より第 10 級(可動域制限 3/4 以下)と認定報告あり。
- ④ 被申立人に確認したところ、自動車共済契約は、可動域制限 1/2 以下の認定基準は主要運動の 1 つでよいのに対して、終身共済契約は、主要運動の 2 つが 1/2 以下でなければならないという判断をしており、このことは、約款・事業規約に記載がなく、加入時の説明もなく、被申立人の認定結果には不服である。

#### (2) 遅延利息分について

- ① 入院共済金の請求時に、後遺障害が残ったことを報告し、担当者から後遺障害診断書が必要と連絡を受けて、医師に診断書作成を依頼し、被申立人に提出し、自動車共済契約からの支払いを受けた。
- ② 終身共済契約の支払いがないことを不審に思い、確認したところ、終身共済契約分の後遺障害診断書の提出を求められた。入院共済金の請求は自動車共済契約も終身共済契約も 1 通のみの提出で良かったため、同じ窓口で後遺障害診断書は別に提出を求められるとは思ってもよらなかった。

- ③ 申立人は再受診して、後遺障害診断書を平成 29 年 12 月に再提出したところ、平成 30 年 1 月後遺障害の認定報告があった。

フォーマットは違うが同内容の後遺障害診断書を再提出させ、書類完備日を遅らせて遅延損害金の支払を免れる方法には不服がある。自動車共済契約における遅延損害金の起算日(平成 29 年 6 月)からの遅延利息の支払を求める。

### ＜共済団体の主張＞

被申立人は、本来支払われるべき共済金を既に支払済である、とする判断を求める。

#### (1) 後遺障害について

終身共済契約の災害給付特約共済金の等級認定方法について内部規程である「後遺障害認定要領」では、肩関節については、前方・後方拳上と側方拳上の 2 方向の運動に所定の運動制限がなければ、後遺障害の対象としない旨規定されている。提出された診断書では、右肩関節可動域は前方・後方拳上は 130° で 115° 以上、側方拳上は 60° で 90° 以下であり、2 運動に 2 分の 1 以下の制限がないため、第 8 級の後遺障害には至っていない。

#### (2) 遅延利息について

後遺障害証明書は自動車共済契約とは異なる様式のものが必要であり、共済金支払請求書等がすべて共済団体に到着した日は平成 29 年 12 月 25 日となっている。

共済金は平成 29 年 12 月 28 日に指定口座に着金しており、書類が到着した翌日から起算して 30 日以内であるため、遅延利息を支払うことはできない。

### ＜裁定の概要＞

被申立人に対して、約款・事業規約と後遺障害認定要領の規定内容、自動車共済契約と生命共済契約の後遺障害認定方法が異なる理由、共済金請求勧奨に関する経緯等の確認をおこなった。その結果、共済種類ごとの後遺障害認定の合理性は認めながらも、後遺障害認定に関する周知方法や本件の共済金請求勧奨に関する対応不足を認め、双方に和解解決を打診したところ、両当事者合意し、和解解決となった。